

件名：小山工業高等専門学校中久喜（校舎）団地で使用する電気

質疑回答事項			
番号	回答日	質 疑	回 答
1	9月25日	入札金額の算定元となる予定使用電力量は別紙2-1の2,206,471kWhと認識いたしますが、仕様書および入札書の予定使用電力量は2,200,000kWhの表記となっております。提出する入札書は、2,206,471kWhに訂正した方がよろしいでしょうか。	不要です。
2	9月25日	平成15年の消費税法改正により、平成16年4月から「消費税総額表示」が義務付けられたため、契約単価および電気料金請求時は税込み単価とすることでよろしいでしょうか。	契約書記載額は税込単価としています。
3	9月25日	検針の結果はWebによりお知らせする方法でよろしいでしょうか。	よろしいです。
5	9月25日	電気需給契約の内容は多岐にわたるため、弊社が落札をさせて頂いた際は、契約書にない細目的事項に関しては弊社の適用する電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。また、その旨を契約書に記載させていただくことは可能でしょうか。不可能な場合、協議書等に記載し締結させて頂く事は可能でしょうか。	契約書（案）第18条にてこの契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者供給者間において協議して定めることとしているため、旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠するかは協議とします。
6	9月25日	旧一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	旧一般電気事業者の金額変動の理由が他の事業者に当てはまる場合に限りです。
7	9月25日	仕様書及び契約書（案）にて、代金の支払いについて「適正な請求書を受理した日から60日以内に払い済とする。」とございますが、弊社では、支払い遅延防止法に基づき、適正な請求書受理後30日以内でのお支払いをお願いしております。弊社が落札をさせて頂いた際は、請求書受理後30日以内でのお支払いにご対応頂けますでしょうか。また、仕様書及び契約書の修正をお願いできますでしょうか。	支払期日は原則として60日以内としています。また、電気需給約款に定める延滞利息とすることについては質疑15のとおり両者協議となります。 支払遅延防止法については独立行政法人には適用となりませんが、公共工事等契約では準用しています。支払い対象となる月の請求書を翌月7日まで必着にて送付していただける場合は、支払遅延防止法を準用して第6条に準じ30日以内に変更できます。ただし、遅延利息は第8条の告示に基づきます。（参考：平成30年度は2.7%）
8	9月25日	入札書及び内訳書を入れる封筒の表書等にご指定はございますか。	件名及び法人名を記入してください。

10	10月9日	内訳書は入札時の添付書類でしょうか。	05-01入札書内訳（様式1別紙）は添付書類です。05-00入札書（様式1）と同じ封筒に必ず入れてください。内訳書が無い場合入札は無効となります。
13	10月9日	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。	対応していません。